

変更届に関する注意事項等について

注意事項	<ol style="list-style-type: none">1. 変更内容により、届出期日が異なりますので注意して下さい。2. 変更内容により、廃止・新規手続き等が必要となる場合があります。 参考資料1 手続きの概要をご確認下さい。3. <u>届出の単位は許認可毎です。※複数業種や複数店舗分を1通で届出しても無効です。</u>4. 薬局製剤を行っている場合は、併せて「医薬品製造販売届出事項変更届書」の提出が必要となる場合があります。
担当・提出先	奈良県薬務課薬事・献血係 奈良市登大路町 30 電話：0742-27-8670、FAX：0742-27-3029 ※担当者不在の場合もありますので、ご来庁の際は事前に電話予約をお願いします。

参考資料 1

〈手続きの概要〉

- 届出の単位は、許認可毎であり、同一業者が複数の店舗の変更を行う場合あるいは、同一店舗で複数業種の許認可を取得している場合は、それぞれの店舗及び業種毎に届出が必要です。
- 変更内容によっては、既存の許認可を廃止し、新たな許認可が必要となる場合があります。また、構造変更については、廃止・新規手続きや不備部分の改造措置が必要となる場合がありますので、計画変更が可能な段階で、FAX又は来庁により事前相談をお願いします。

項目	変更内容	手続き
構造設備・所在地	① 同一ビル内の同一階における平行移動・増改築等であって、店舗面積が変更前の2倍以下の範囲の場合。なお、薬局は、調剤室が既存店舗内にある場合に限る。 ② 同一敷地内又は同一ビル内で、医療機器販売貸与業の店舗を移転した場合。 ③ 住居表示法や市町村合併の施行等に伴い、店舗の所在場所は同一であるが、所在地の表記が変更となる場合。	変更届
	④ 既存店舗を移転又は建て替える場合（①、②の場合を除く。）。 ⑤ 店舗を同一ビル内の他の階へ移動する場合（②の場合を除く。）。	廃止届 及び 新規許可申請
許可を受けた者	① 同一人における姓・名、同一法人における商号を変更する場合。 ② 住所、法人の主たる事務所の所在地を変更する場合。 ③ 業務役員に変更を生じる場合。	変更届
	④ 同一法人において、(有)と(株)又は(名)と(資)で組織変更する場合。 ⑤ 法人の合併・分割後の存続法人が、その名称を変更する場合。	廃止届 及び 新規許可申請
⑥ 相続により、営業者に変更を生じた場合 ⑦ 同一の商号であっても、新たに別法人として設立する場合。 ⑧ 経営者を個人から法人、(有)・(株)から(名)・(資)に組織変更する場合。		
資格者等	⑨ 法人の合併・分割により、許認可取得法人が消滅し、存続法人が事業を継続する場合。 ⑩ 法人の合併・分割により、設立された新法人が事業を継続する場合。	廃止届 変更届
	① 既存配置販売業において、資格者を変更した場合。 ----- 法人の場合：変更前から既に役員に就任し、かつ資格者要件を満たす者への変更に限り、変更届で足りる。	